

[資料1-2]

令和元年度の後期高齢者医療制度の  
実施状況（負担割合・所得区分別）について

令和3年10月

山口県後期高齢者医療広域連合



## 令和元年度の後期高齢者医療制度の実施状況（負担割合・所得区分別）

### （1）制度概要

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担額や、自己負担限度額等は、6段階の所得区分により定められている。

#### ① 自己負担額（定率負担）の負担割合

定額負担を除く医療費は、所得区分が現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの者については3割負担、その他の者は1割負担である。（表1）

#### ② 自己負担額（定額負担）

入院時の食事等の自己負担額（標準負担額）は表2のとおり定額であり、自己負担額を超える費用（入院時食事療養費等）は、広域連合が負担する。

表1 所得区分及び所得基準（令和3年度）

負担割合	所得区分	所得基準（平成30年度以降）
3割	現役並み所得Ⅲ	同じ世帯に住民税の課税所得が690万円以上の被保険者がいる者
	現役並み所得Ⅱ	同じ世帯に住民税の課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる者
	現役並み所得Ⅰ	同じ世帯に住民税の課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる者
1割	一般所得	現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない者
	低所得Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税で、低所得Ⅰに該当しない者
	低所得Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円、又は老齢福祉年金受給者

29年度以前の3割負担に所得区分はなく、所得基準は「同じ世帯に住民税の課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合」である。1割負担の所得区分及び所得基準は、29年度以前も同じ。

表2 入院時の食事等に係る自己負担額（令和3年度）※一部の例外を除く

所得区分	一般病床	療養病床	
	入院時食事代 （1食あたり）	入院時食事代 （1食あたり）	入院時居住費 （1日あたり）
現役並み所得Ⅲ	460円	460円	370円
現役並み所得Ⅱ			
現役並み所得Ⅰ			
一般所得			
低所得Ⅱ	210円	210円	
低所得Ⅰ	100円	130円	

### ③ 高額療養費

①（定率負担）の自己負担額が表3の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として広域連合が負担する。（②の食事療養等標準負担額は、高額療養費の支給対象とならない。）

$$\text{自己負担額} = (\text{①（定率負担額）} - \text{③（高額療養費）}) + \text{②（定額標準負担額）}$$

表3 自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額（多数該当等の額は省略）	
	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み所得Ⅲ	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	
現役並み所得Ⅱ	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	
現役並み所得Ⅰ	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	
一般所得	18,000円	57,600円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

表4 高額療養費等の改定状況

	高額療養費（自己負担限度額）		食事療養費・生活療養費（標準負担額）	
	1割負担	3割負担	1割負担	3割負担
20年度 ～ 27年度	○一般 ・外来 12,000円 ・外来＋入院 44,400円  ○低所得Ⅱ ・外来 8,000円 ・外来＋入院 24,600円	○現役並み ・外来 44,400円 ・外来＋入院 80,100＋定率  ○低所得Ⅰ ・外来 8,000円 ・外来＋入院 15,000円	○一般 ・一般病床・食費 260円 ・療養病床・食費 460円 ・療養病床・居住費 320円  ○低所得Ⅱ ・一般病床食費 210円 ・療養病床・食費 210円 ・療養病床・居住費 320円	○現役並み ・一般病床・食費 260円 ・療養病床・食費 460円 ・療養病床・居住費 320円  ○低所得Ⅰ ・一般病床食費 100円 ・療養病床・食費 130円 ・療養病床・居住費 320円
28年度	—	—	○一般分の改定 ・一般病床・食事 260円→360円	○現役並みの改定 ・一般病床・食事 260円→360円
29年度	○一般分の改定 ・外来12,000円→14,000円 ・外来＋入院 44,400円→57,600円	○現役並みの改定 ・外来44,400円→57,600円	(29年10月から) ○一般分の改定 ・療養病床・住居費 320円→370円 ○低所得Ⅰ・Ⅱの改定 ・療養病床・住居費 320円→370円	(29年10月から) ○現役並みの改定 ・療養病床・住居費 320円→370円
30年度	○一般分の改定 ・外来14,000円→18,000円	○現役並みを3区分に分割 ・外来＋入院 Ⅰ 80,100円＋定率の額 Ⅱ 167,400円＋定率の額 Ⅲ 252,600円＋定率の額 ・外来は廃止	○一般分の改定 ・一般病床・食事 360円→460円	○現役並み3区分に改定 ・一般病床・食事 360円→460円
元年度 ～ 3年度	—	—	—	—

## (2) 被保険者の状況

元年の被保険者数は多い順に、一般所得（49.4%）、低所得Ⅱ（27.8%）、低所得Ⅰ（18.4%）で、1割負担が95.5%となっている。（図1）

3割負担の全被保険者に占める割合は4.5%で、その年度推移は図2のとおりで、平成27年度までは年々減少し、27年度以降年々増加している。（全国も同様の傾向）

また、3割負担の年齢構成は図3のとおりで、図4の1割負担の者と比較すると、75歳から79歳までの割合が高くなっている。

図1 元年度・所得区分別、負担割合区分別被保険者の状況

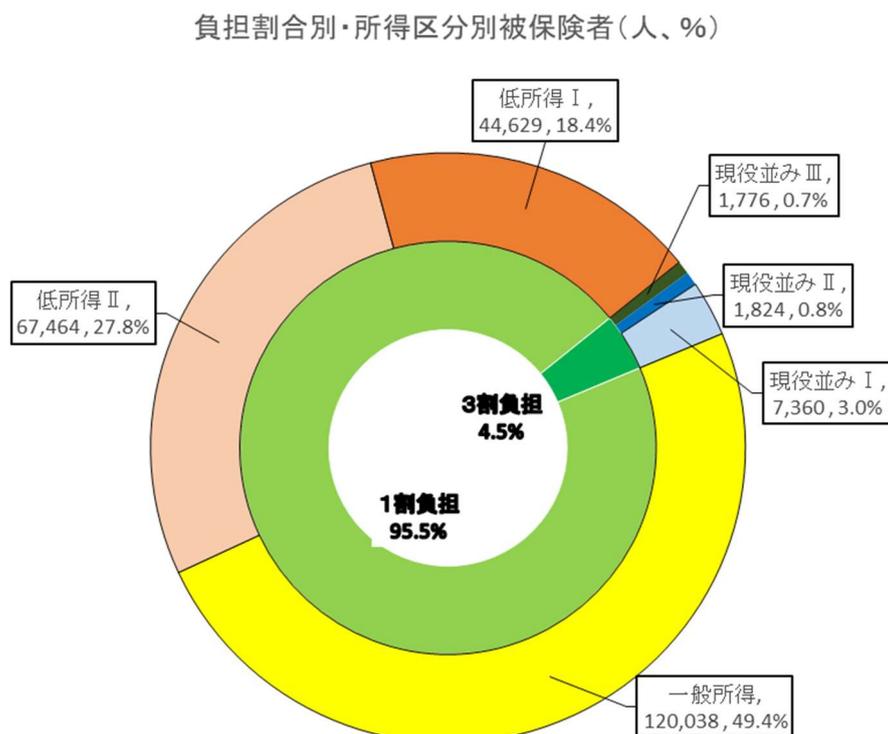


図2 3割負担者の構成比の年度推移

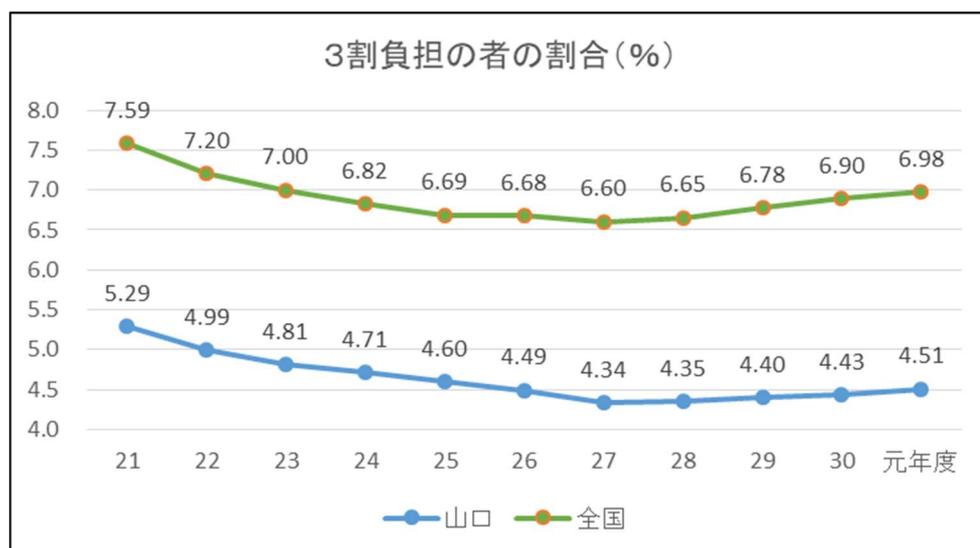


図3 3割負担の者の年齢構成

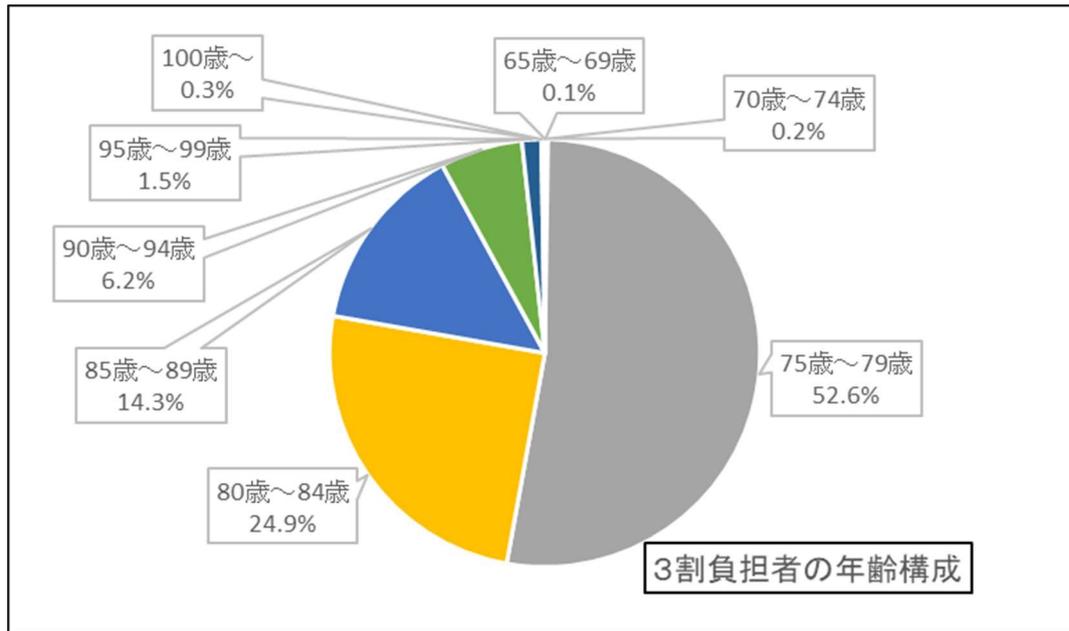
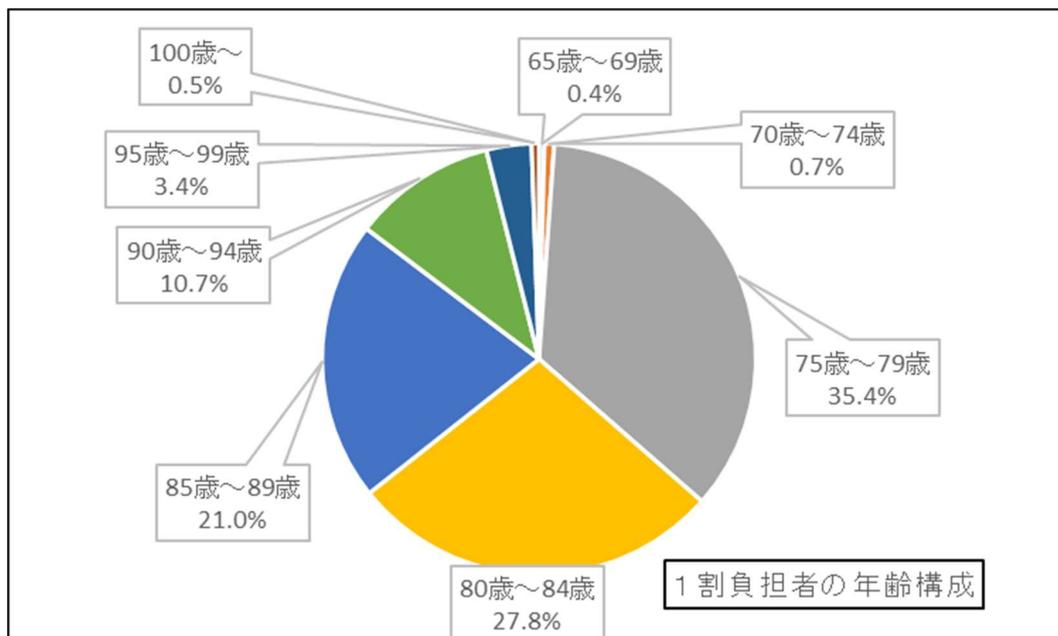


図4 1割負担の者の年齢構成



### (3) 負担割合別医療費等の状況

#### ① 1人当たり医療費等の状況 (表5)

令和元年度の1人当たり医療費等を比較すると、3割負担の医療費は1割負担より178,639円、低く、給付費は276,377円低い。

逆に、3割負担の自己負担額は1割負担より97,738円高く、高額療養費は50,971円高い。

また、3割負担の自己負担額の医療費に占める割合は20.7%で、1割負担の自己負担額は7.9%となっている。

#### ② 1人当たり医療費等の年度推移

1人当たり医療費及び高額療養費の年度推移は、図5及び図6のとおりで、1割負担が医療費、高額療養費ともに年々増加傾向であるのに対し、3割負担の医療費及び高額療養費はともに、平成28年度以降、減少傾向となっており、高額療養費自己負担限度額や食事療養費等の改定(表4)の影響が考えられる。

表5 負担割合別1人当たり医療費等(令和元年度)

負担割合	1人当たり医療費		1人当たり給付費		1人当たり自己負担額		1人当たり高額療養費	
	実額①	医療費割合	実額②	医療費割合	実額①-②	医療費割合	実額	医療費割合
	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
3割 A	869,235	100.00	689,056	79.3	180,179	20.7	87,700	10.1
1割 B	1,047,874	100.00	965,433	92.1	82,441	7.9	36,729	3.5
差額 A-B	▲ 178,639		▲ 276,377		97,738		50,971	
合計(県全体)	1,039,820	100.00	952,973	91.6	86,847	8.4	39,027	3.8

図5 1人当たり医療費の年度推移

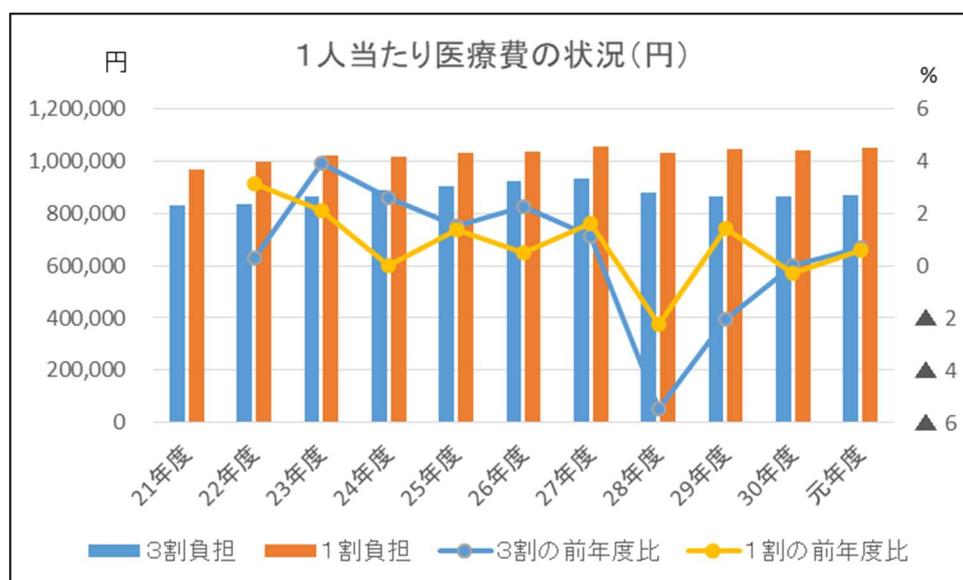


図6 1人当たり高額療養費の年度推移

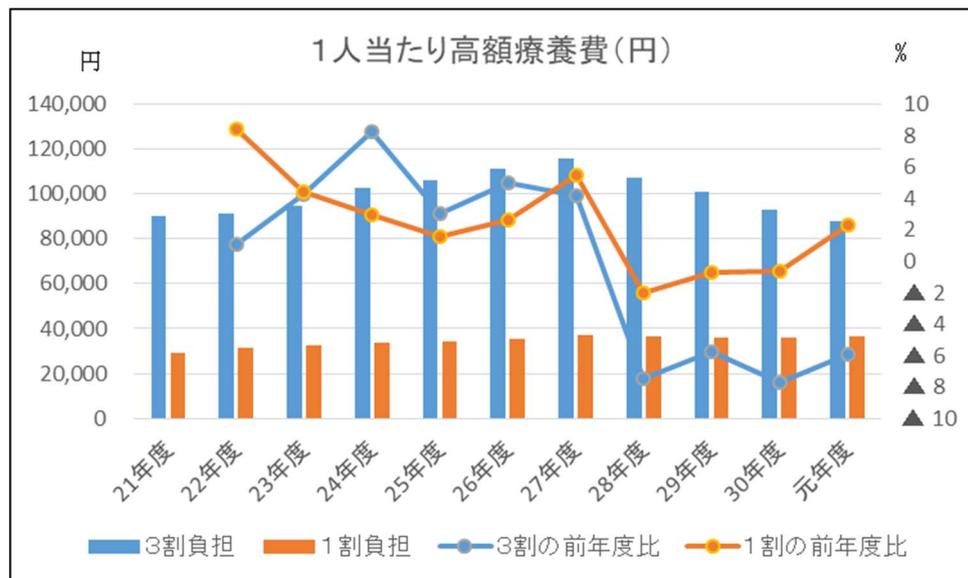


表6 1人当たり医療費等の年度推移

	被保険者数	対前年度比	1人当たり医療費	対前年度比	1人当たり給付費	医療費割合	1人当たり自己負担額	医療費割合	1人当たり高額療養費	医療費割合
	(人)	(%)	① (円)	(%)	② (円)	②/① (%)	③=①-② (円)	③/① (%)	④ (円)	④/① (%)
(合計)										
21年度	210,395	-	959,920	-	876,822	91.3	83,097	8.7	32,191	3.4
22年度	214,381	1.9	989,205	3.1	907,347	91.7	81,858	8.3	34,376	3.5
23年度	218,020	1.7	1,010,901	2.2	928,153	91.8	82,748	8.2	35,788	3.5
24年度	221,574	1.6	1,011,992	0.1	930,904	92.0	81,088	8.0	37,024	3.7
25年度	223,676	0.9	1,026,119	1.4	944,372	92.0	81,747	8.0	37,600	3.7
26年度	224,542	0.4	1,032,146	0.6	951,025	92.1	81,121	7.9	38,624	3.7
27年度	227,294	1.2	1,048,833	1.6	968,224	92.3	80,609	7.7	40,552	3.9
28年度	232,210	2.2	1,023,883	▲ 2.4	943,086	92.1	80,797	7.9	39,467	3.9
29年度	236,288	1.8	1,036,846	▲ 1.3	953,754	92.0	83,093	8.0	38,982	3.8
30年度	239,669	1.4	1,033,715	▲ 0.3	946,745	91.6	86,971	8.4	38,434	3.7
元年度	243,090	1.4	1,039,820	0.6	952,973	91.6	86,847	8.4	39,027	3.8
(3割負担)										
21年度	11,132	-	830,448	-	668,836	80.5	161,613	19.5	90,100	10.8
22年度	10,702	▲ 3.9	832,963	0.3	671,659	80.6	161,304	19.4	91,075	10.9
23年度	10,494	▲ 1.9	865,681	3.9	698,542	80.7	167,139	19.3	94,957	11.0
24年度	10,438	▲ 0.5	888,334	2.6	722,027	81.3	166,306	18.7	102,772	11.6
25年度	10,293	▲ 1.4	901,735	1.5	734,760	81.5	166,975	18.5	105,910	11.7
26年度	10,082	▲ 2.0	921,828	2.2	754,046	81.8	167,781	18.2	111,166	12.1
27年度	9,854	▲ 2.3	932,296	1.1	766,015	82.2	166,281	17.8	115,834	12.4
28年度	10,107	2.6	881,103	▲ 5.5	719,393	81.6	161,709	18.4	107,236	12.2
29年度	10,388	2.8	863,193	▲ 2.0	700,151	81.1	163,042	18.9	101,060	11.7
30年度	10,629	2.3	863,280	0.0	689,319	79.8	173,962	20.2	93,232	10.8
元年度	10,959	3.1	869,235	0.7	689,056	79.3	180,179	20.7	87,700	10.1
(1割負担)										
21年度	199,263	-	967,152	-	888,441	91.9	78,711	8.1	28,956	3.0
22年度	203,678	2.2	997,414	3.1	918,675	92.1	78,739	7.9	31,397	3.1
23年度	207,526	1.9	1,018,244	2.1	939,329	92.2	78,915	7.8	32,796	3.2
24年度	211,136	1.7	1,018,105	▲ 0.0	940,463	92.4	77,642	7.6	33,774	3.3
25年度	213,383	1.1	1,032,119	1.4	953,747	92.4	78,372	7.6	34,305	3.3
26年度	214,460	0.5	1,037,332	0.5	959,522	92.5	77,810	7.5	35,214	3.4
27年度	217,440	1.4	1,054,114	1.6	976,615	92.6	77,499	7.4	37,140	3.5
28年度	222,103	2.1	1,030,380	▲ 2.3	952,423	92.4	77,957	7.6	36,383	3.5
29年度	225,899	1.7	1,044,832	1.4	964,607	92.3	80,225	7.7	36,127	3.5
30年度	229,039	1.4	1,041,625	▲ 0.3	958,066	92.0	83,559	8.0	35,891	3.4
元年度	232,131	1.3	1,047,874	0.6	965,433	92.1	82,441	7.9	36,729	3.5

※数値は、「後期高齢者医療事業年報」統計表

## ② 自己負担額等の状況

給付率の年度推移は図7のとおりで、1割負担が横ばいであるのに対し、3割負担は28年度以降減少傾向となっている。

また、医療費に占める自己負担額の割合の年度推移は図8のとおりで、1割負担が横ばいであるのに対し、3割負担は、28年度以降、増加傾向となっており、高額療養費等の改定（表4）の影響が考えられる。

高額療養費（限度額）は平成29年度・30年度に、食事療養費及び生活療養費は28年度・29年度・30年度に改定されている。

なお、「低所得者」については、これまで、高額療養費（限度額）及び食事療養費の改定は行われておらず、生活療養費（療養病床居住費）のみが29年度に改定されている。

図7 給付率の年度推移

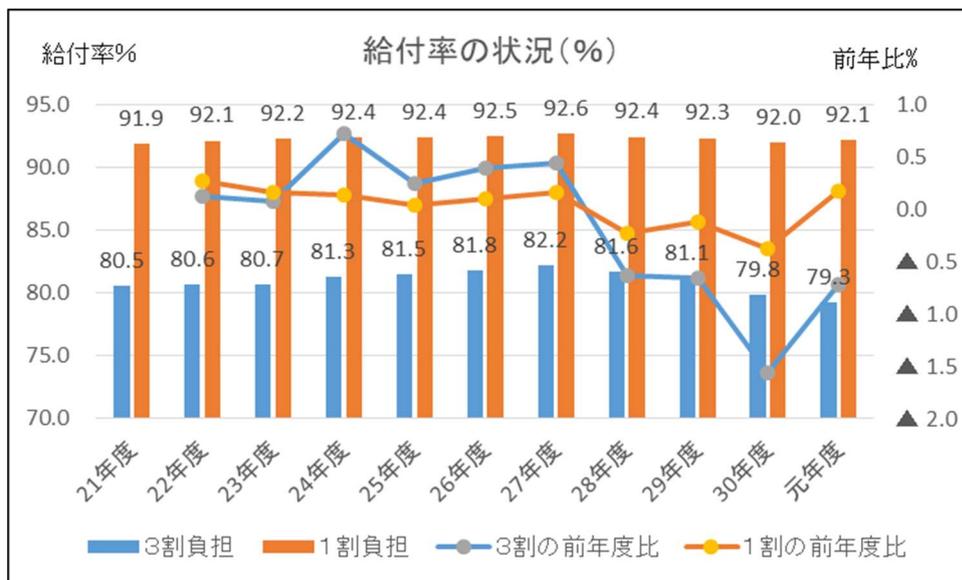
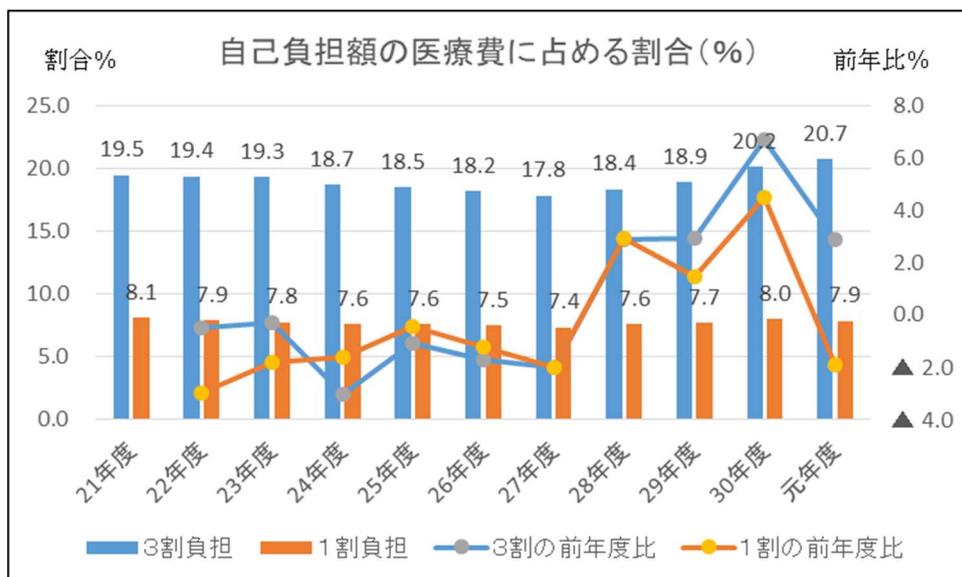


図8 自己負担額の医療費に占める割合



#### (4) 所得区分別の医療費等の状況

##### ① 1人当たり医療費等の状況

1人当たり医療費計は、低所得者Ⅰが最も高く、以下、低所得者Ⅱ、一般所得、現役並み所得Ⅲ、Ⅱ、Ⅰの順で、県計（県全体の平均）を上回るのは低所得者Ⅱ及びⅠのみである。（図9、図10）

診療種別に見ると、医療費計の順位は入院の影響を最も受けており（図9）、順位も入院と同じになっている。入院外は、現役並みⅢ、一般、低所得Ⅱの順に高く、歯科は現役Ⅱ、現役Ⅰ、一般の順に高くなっている。（図10）

##### ② 自己負担額等の状況

自己負担額及び自己負担率は図11のとおりで、いずれも所得の高い順に高くなっている。

表7 1人当たり医療費等の状況

	被保険者数	1人当たりの金額											
		医療費計	指数	診療費計	指数	入院	指数	入院外	指数	歯科	指数	本人負担額	本人負担率
	(人)	(円)		(円)		(%)		(%)		(%)	(円)	(%)	
山口県計	243,090	1,039,820	1.000	1,029,253	1.000	584,927	1.000	412,497	1.000	31,830	1.000	86,847	8.35
3割負担計	10,959	869,235	0.836	859,296	0.835	414,326	0.708	409,915	0.994	35,055	1.101	180,179	20.73
現役並みⅢ	1,776	964,688	0.928	950,848	0.924	457,760	0.783	459,265	1.113	33,823	1.063	245,170	25.41
現役並みⅡ	1,824	890,402	0.856	878,623	0.854	430,761	0.736	411,453	0.997	36,409	1.144	200,740	22.54
現役並みⅠ	7,360	837,362	0.805	828,876	0.805	397,981	0.680	396,068	0.960	34,827	1.094	159,917	19.10
1割負担計	232,131	1,047,874	1.008	1,037,277	1.008	592,981	1.014	412,619	1.000	31,677	0.995	82,441	7.87
一般所得	120,038	981,425	0.944	971,539	0.944	510,336	0.872	427,306	1.036	33,896	1.065	91,619	9.34
低所得Ⅱ	67,464	1,082,294	1.041	1,071,064	1.041	623,146	1.065	417,036	1.011	30,882	0.970	75,306	6.96
低所得Ⅰ	44,629	1,174,568	1.130	1,163,019	1.130	769,668	1.316	366,439	0.888	26,913	0.846	68,541	5.84

※ 指数は、各数値を県計で除した値である。（県計＝1.000）

図9 診療種別1人当たり医療費（令和元年度）

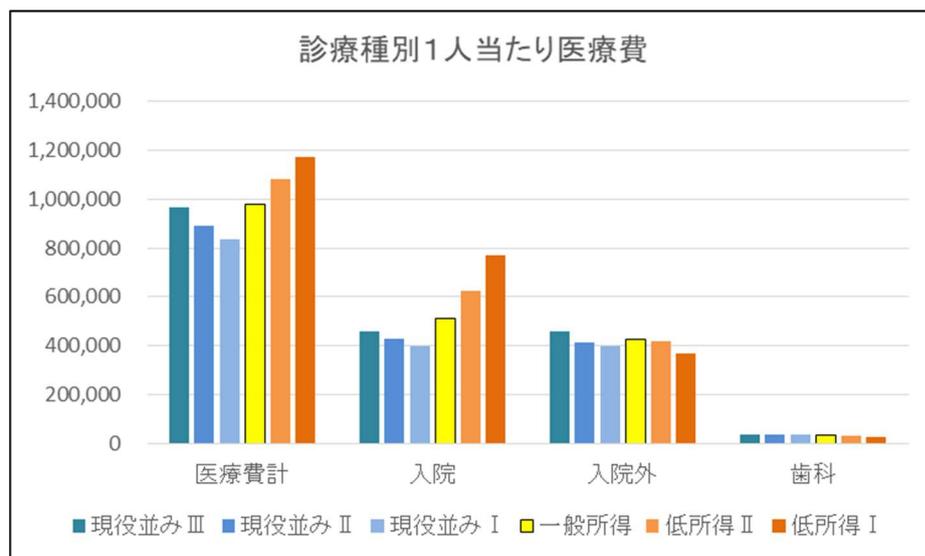


図10 診療種別1人当たり医療費の指数

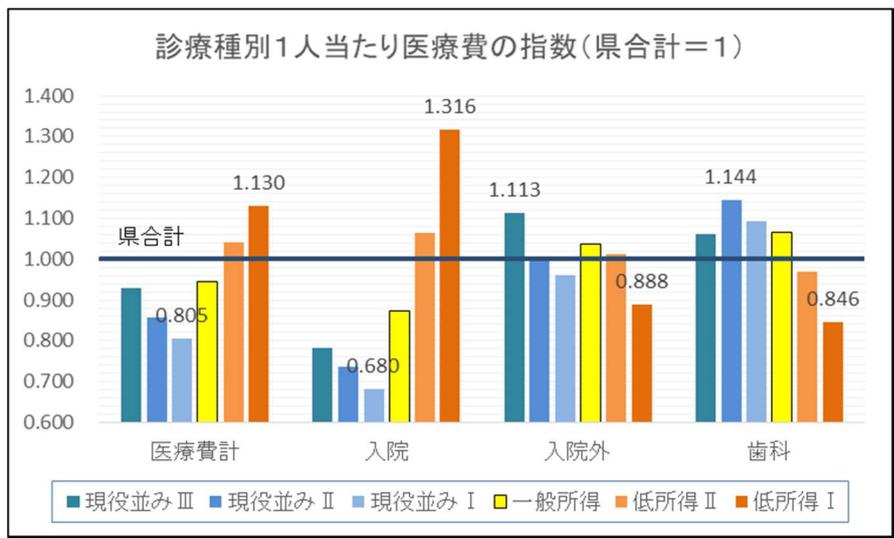


図11 所得区分別の自己負担額等(元年度)



図12 所得区分別自己負担額の指数

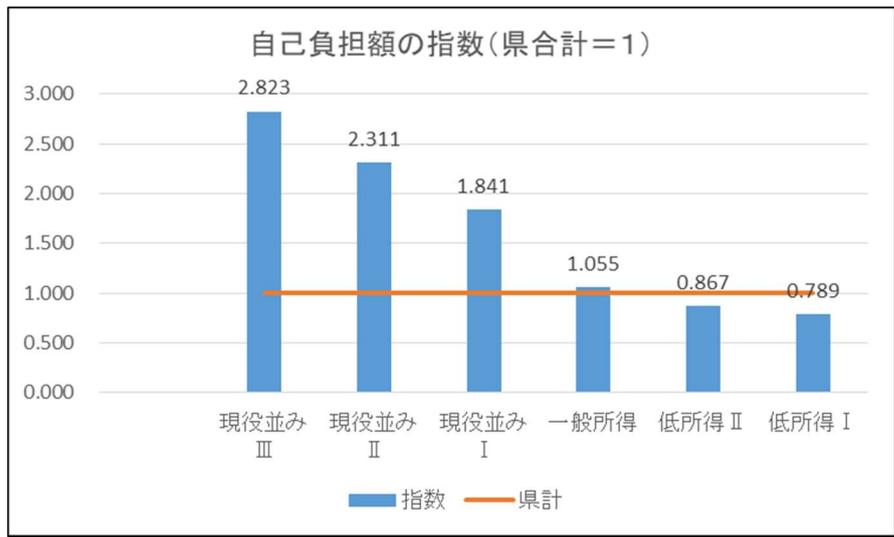


表8 自己負担額等の状況

	被保険者数	1人当たり医療費		1人当たり自己負担額		自己負担率	
		金額	指数	金額	指数	実数	指数
	(人)	(円)		(円)		(%)	
山口県計	243,090	1,039,820	1.000	86,847	1.000	8.35	1.000
3割負担計	10,959	869,235	0.836	180,179	2.075	20.73	2.482
現役並みⅢ	1,776	964,688	0.928	245,170	2.823	25.41	3.043
現役並みⅡ	1,824	890,402	0.856	200,740	2.311	22.54	2.699
現役並みⅠ	7,360	837,362	0.805	159,917	1.841	19.10	2.287
1割負担計	232,131	1,047,874	1.008	82,441	0.949	7.87	0.942
一般所得	120,038	981,425	0.944	91,619	1.055	9.34	1.118
低所得Ⅱ	67,464	1,082,294	1.041	75,306	0.867	6.96	0.833
低所得Ⅰ	44,629	1,174,568	1.130	68,541	0.789	5.84	0.699

## ③ まとめ

- ・主要指標の順位及び格差（最上位と最下位の倍率）は表9のとおりである。
- ・所得額、自己負担額及び自己負担率の順位は全て所得順となっている。
- ・1人当たり医療費については、1割負担、3割負担の順に高く、1割負担の中では所得の低い順に医療費が高く、3割負担については所得の高い順に医療費が高くなっている。
- ・1人当たり医療費等の格差（1位と6位の指標の倍率）は、1人当たり医療費が1.40倍、自己負担額が3.58倍となっている。

表9 令和元年度・主要指標の順位表（高い順、多い順）

	所得額	被保険者数	1人当たり医療費	1人当たり自己負担額	自己負担率
		(人)	(円)	(円)	(%)
現役並みⅢ	1	6	4	1	1
現役並みⅡ	2	5	5	2	2
現役並みⅠ	3	4	6	3	3
一般所得	4	1	3	4	4
低所得Ⅱ	5	2	2	5	5
低所得Ⅰ	6	3	1	6	6
格差（倍）	—	67.60	1.40	3.58	4.36

## 参考 後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

このたびの窓口負担割合の見直しにより、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費窓口負担割合が2割となる。

### 【見直しの概要】

2割負担の所得水準	課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上 (単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上) ※現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除く
対象者数	被保険者全体の約20%が対象 全 国…約370万人 山口県…約5万人
施行時期	令和4年度の後半 (令和4年10月から令和5年3月までの各月初日のいずれかを予定)
負担増加への配慮措置 (施行後3年間)	外来医療の負担増加額は1か月3,000円まで (入院の医療費は対象外)  (配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻しを行う。)

広域連合からの制度周知については、国における周知にあわせて実施することとしている。

<b>【参考】</b>	山口県の被保険者数 243,634人 (令和3年9月末時点)
現役並み所得(3割)	10,479人(4.3%)
一 般(1割)	118,090人(48.5%) (このうち約5万人が、窓口負担割合の見直し対象者)
低所得Ⅱ(1割)	72,126人(29.6%)
低所得Ⅰ(1割)	42,939人(17.6%)